

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

インプラント治療完了後一定期間経過した後に、 やむなくインプラントを鉤歯としたPDを装着する場合

保険給付外の材料による歯冠修復・欠損補綴の取り扱いを定めた、いわゆる「51年通知」(保文発352号)が2014年4月改定で廃止され、通則に整理された。それに伴い、2014年3月31日付疑義解釈で、インプラント治療完了後一定期間経過した際に、やむなく製作するインプラントを鉤歯とした部分床義歯の請求の取扱いが示された。今回は、それについて解説する。

患者：78歳・男性

主訴：下の前歯がぐらぐらして噛めない。歯ぐきが腫れて痛い。

所見：下顎前歯の動揺が激しい。全顎的に歯肉の発赤・腫脹あり。⑦65④B₁④67に他院で20年以上前に埋入されたインプラントおよび④5⑥⑦B₁形態の上部構造あり。

傷病名：⑦65④P₂ ①①23P₃ ①①23MT

* 歯援診非届出医療機関。歯科衛生士の勤務なし。

月日	部位	療法・処置	点数
4月7日		初診	/
		訪問診療 2 10:03~10:42 (4人目) ○○特別養護	283
		老人ホーム、脳梗塞で歩行困難。体調良好	/
		①①23の動揺激しく、保存不可。	/
		急性対応 (エンジン)	+55
	⑦65④	P基検 (別紙記載) 注①	110
		歯在管	130
		歯周治療を行う治療計画を説明し同意を得る。	/
		訪問診療計画	/
		歯周治療を行い、安定後、補綴治療を行う。	/
	⑥2①8	SC	66+38×2
		P基処 (H ₂ O ₂)	10
	⑦65④	歯清	60
4月14日		再診	/
		訪問診療 2 10:12~10:37 (3人目) 体調良好。	283
		急性対応 (エンジン)	+55
	⑦4①5	SC	66+38×2
		P基処 (H ₂ O ₂)	/
4月21日		再診	/
		訪問診療 2 11:02~11:45 (4人目) 体調良好。	283
		急性対応 (エンジン)	+55
	⑦65④	P基検 (別紙記載)	55
		①①23の抜歯の行う旨を説明し、患者の同意を得る。	/
	①①23	0A (ハイクイン®) + 浸麻 (歯科用プロカインカートリッジ 1.8ml)	/
		抜歯 (症状・所見・手術内容等 略)	225×4
		処方料	42
		調剤料	9
		薬情	10
		④アモキシシリンカプセル250mg「タツ」1回1C 1日3回 毎食後 3日分	3×3
		④ボルネジン錠25mg 1回1T 疼痛時 3回分	3×3

5月8日		再診	/
		訪問診療 2 14:27~14:51 (7人目) 体調良好。	283
		急性対応 (エンジン)	+55
		抜歯後の状態良好。歯周病の症状は安定しており補綴を行う。	/
		補診	100
		欠損部の歯肉の状態良好、またインプラント摘出は患者の状態から難しい。咬合機能の回復を図るには、①①23にレジン床義歯を製作する必要があるが、義歯を安定させ咬合機能の回復を図るには、双子鉤を⑥5の歯に加え、⑥7のインプラントを鉤歯とする必要あり。インプラント治療は20年以上前に完了しており、患者はインプラントを鉤歯とする義歯を希望。	/
		注②③④	/

	①①23	連in p (寒天+アルジネート)	228
		BT (ワックスバイト)	55
5月15日		再診	/
		訪問診療 2 10:11~10:34 (3人目) 体調良好。	283
		急性対応 (エンジン)	+55
	①①23	PD (レジン床) set 注⑤	632
		人工歯 (レジン歯・前歯)	26
		⑥5 双子鉤 (金パラ)	648
		⑥7 双子鉤 (金パラ)	648
		義管 (困難なもの以外)	190



《解説》

注① 初診時、①①23が保存不可で後日抜歯になると判断したため検査の歯数から除いた。

注② インプラント治療完了後一定期間経過した後、やむなくインプラントを鉤歯としたPDを装着する場合の取り扱いについて、疑義解釈が出されている。

○疑義解釈 (2014年3月31日付)

(問) 保険外診療で行われている歯科インプラント治療完了後に、全身疾患等の理由から顎骨内に残存せざるを得ない歯科インプラント上に床義歯を装着する場合又は他の治療法では咬合機能の回復・改善が達成できずやむを得ず当該歯科インプラントを鉤歯とする局部義歯を装着する場合の取扱い如何。

(答) 当該治療を患者が希望した場合に限り、歯科インプラント治療完了後に一定期間を経た場合の補綴治療については保険診療として取り扱って差し支えない。その際、当該治療を行った場合は、診療録に保険診療への移行等や当該部位に係る自費診療が完了している旨が分かるように記載する。なお、歯科インプラントを鉤歯とする局部義歯を装着した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に鉤歯の部位が分かるように記載する。

注③ 本症例では、インプラント治療完了から20年以上経過し、患者の全身状態からインプラント撤去の手術を行うことが難しく、残存せざるを得なかった。また、咬合機能の回復を図るためには①①23の義歯を製作する必要があるが、義歯を安定させ咬合回復を図るには、インプラントも鉤歯に用いる必要があった。患者からは、インプラントを鉤歯とした義歯の希望もあり、本症例は注②に該当すると判断し、保険請求を行った。

一方、インプラント治療中に製作するインプラント義歯については、注②の趣旨より対象外と思われ、保険請求はできないと考えられる。

注④ 注②に該当し、インプラントを鉤歯とする義歯を製作し保険請求する場合、カルテには保険診療への移行等やその部位の自由診療が完了している旨が分かるように記載する。

注⑤ インプラントを鉤歯とする局部義歯を装着した場合、レセプトの摘要欄には、鉤歯の部位が分かるように記載する。

* 実態に即してご請求下さい *